

北海道告示第10099号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和4年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和4年2月2日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 試験の日時 令和4年（2022年）8月25日（木）
午後1時30分から午後4時まで

2 試験地及び試験会場

（1）試験は、次の表の右欄に掲げる市町村に住所を有する出願者について、それぞれ同表の左欄に掲げる市において行う。

試験地	市 町 村
札幌市	札幌市、江別市、石狩市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
函館市	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
旭川市	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、深川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
釧路市	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

帯 広 市	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
北 見 市	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
苫 小 牧 市	苫小牧市、室蘭市、登別市、伊達市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、豊浦町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、壮瞥町、洞爺湖町
稚 内 市	稚内市、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町

(2) 試験会場は、出願者へ送付する受験票により通知する。

3 試験科目及び試験方法

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論について筆記試験を実施する。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）、第4号（魚介類販売業）、第25号（そうざい製造業）、第26号（複合型そうざい製造業）に掲げる営業において令和4年(2022年)5月20日までに2年以上調理の業務に従事した者

5 受験願書の提出先及び受付期間

(1) 提出先

札幌市、函館市、旭川市又は小樽市に住所を有する者は、その市の保健所（札幌市においては、各区保健センターを含む。）

その他の市町村に住所を有する者は、上記を除く最寄りの保健所又は支所

(2) 受付期間

令和4年(2022年)5月9日(月)から同月20日(金)までとする。郵送の場合は、

令和4年（2022年）5月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。書類に不備があった場合には、受験願書補正期間（令和4年（2022年）5月23日（月）から同年5月27日（金）まで）内に補正を行い、補正期間内に再提出のあった受験願書に限り、受け付ける。（補正期間内に新たに提出のあった受験願書は受け付けない。）

なお、受験に関する書類を受理した後は、その書類及び受験手数料は返還しない。

6 提出書類

（1）調理師試験受験願書

1部（札幌市、函館市、旭川市又は小樽市の各保健所に提出する場合には、正副2部）

（2）調理師試験受験者整理カード

1部（写真（出願前3か月以内に脱帽して、正面上半身を撮影したもの）を貼り付けたもの）

（3）調理師試験入力通知書

7 受験手数料

6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を調理師試験受験願書の所定の欄に貼り付ける。

8 受験票の送付

受験願書を受理後、試験会場その他受験上の注意事項を記載した受験票を出願者へ送付する。

9 合格発表

令和4年（2022年）10月14日（金）午前9時から

合格者の発表は、健康安全局地域保健課、受験者の住所地を所管する保健所及び支所に合格者の受験番号を掲示するとともに、北海道庁のホームページに掲載する。

なお、合格者には合格証書を送付する。